

矯正施設退所者等の地域生活定着支援について

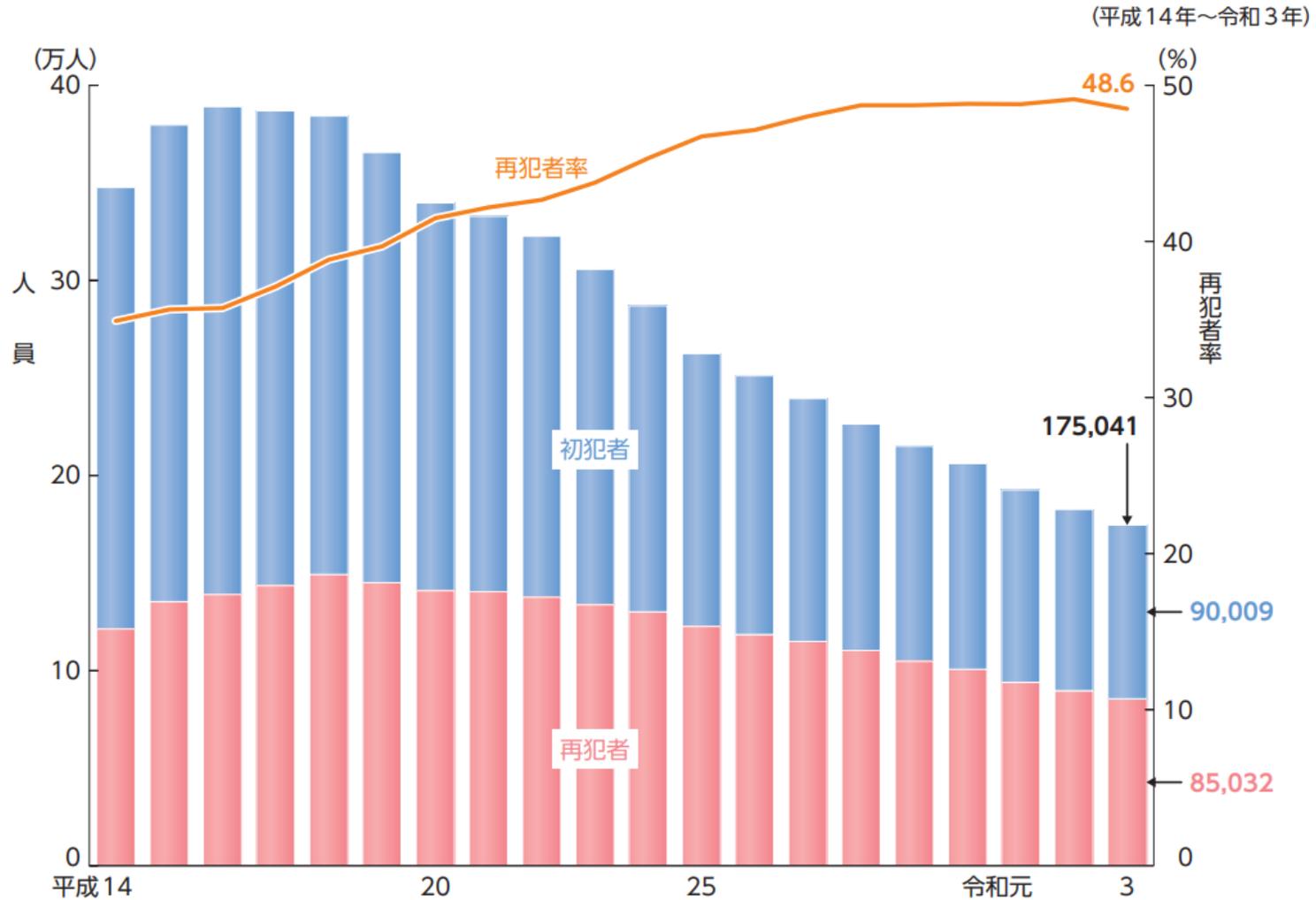
厚生労働省 社会・援護局総務課

矯正施設退所者等の現状

— 令和4年版犯罪白書 / 令和4年版再犯防止推進白書 —

5-2-1-1 図

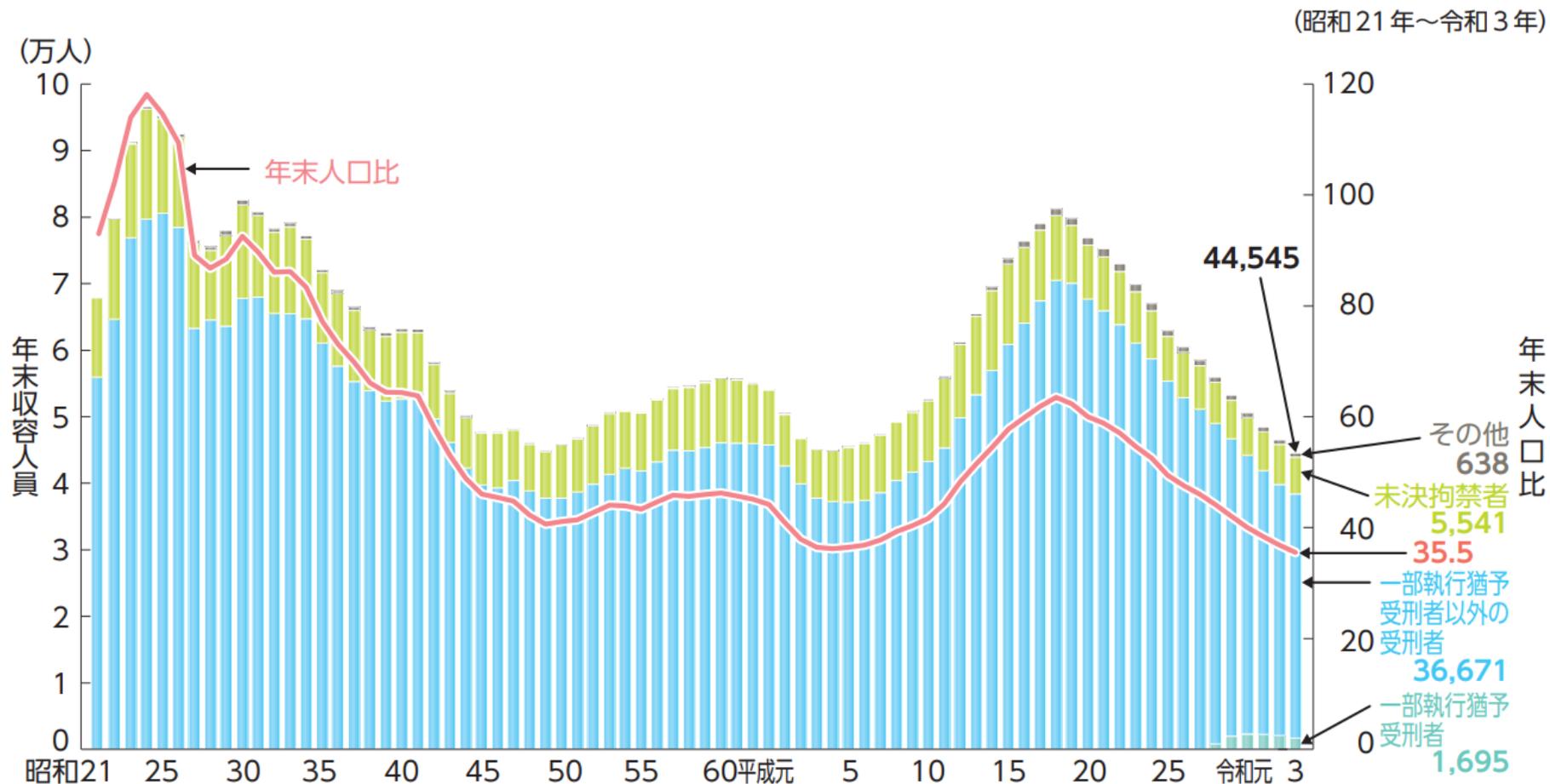
刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2-4-2-1 図

刑事施設の年末収容人員・人口比の推移

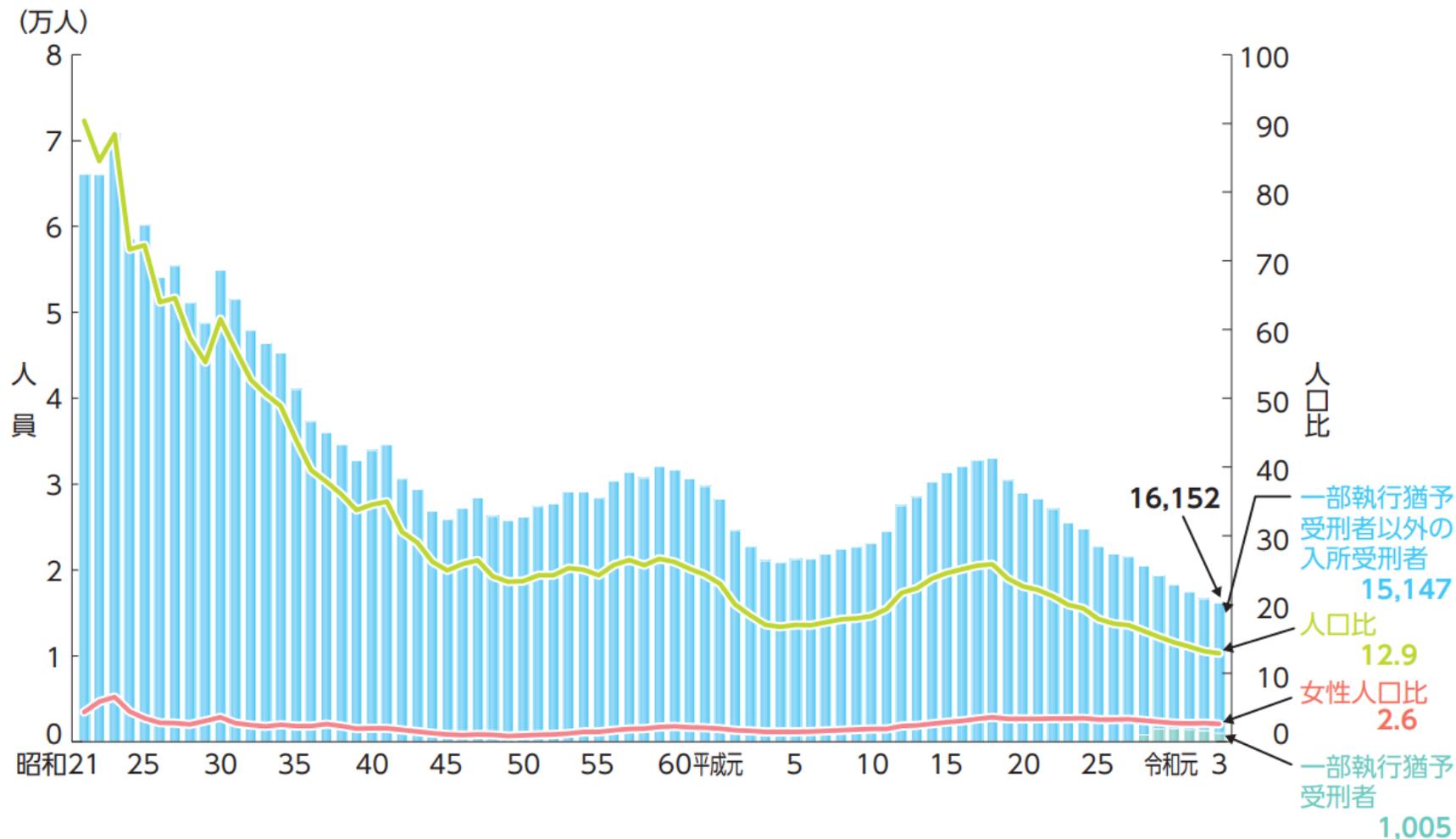


- 注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「年末収容人員」は、各年末現在における収容人員である。
 3 「その他」は、死刑確定者、労役場留置者、引致状による留置者、被監置者及び観護措置の仮収容者である。
 4 「年末人口比」は、人口10万人当たりの各年末現在における収容人員である。
 5 「一部執行猶予受刑者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

2-4-2-3図

入所受刑者の人員・人口比の推移

(昭和21年～令和3年)



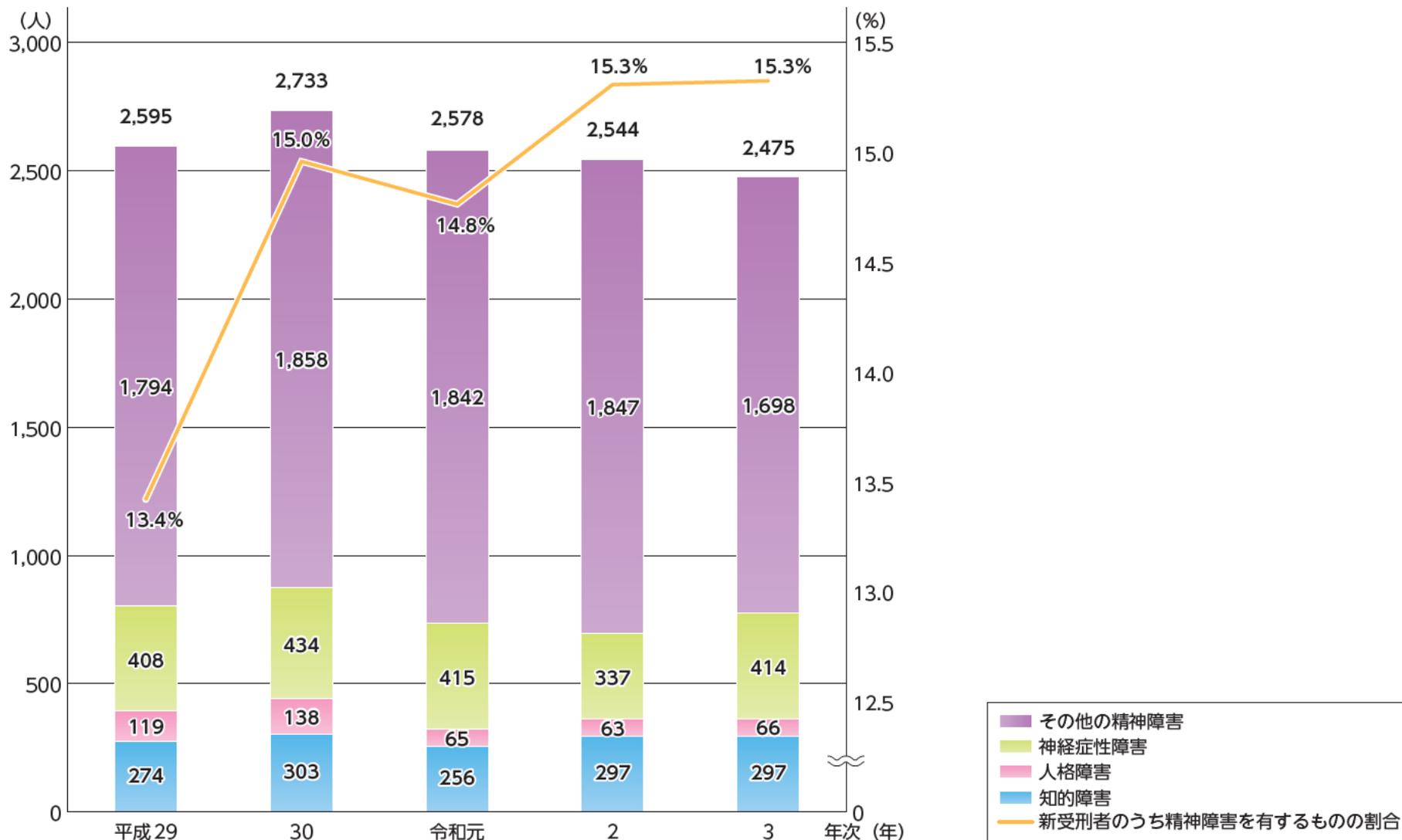
注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。

注 2 「人口比」は、人口10万人当たりの入所受刑者人員であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の入所受刑者人員である。

令和4年版再犯防止推進白書 — 新受刑者（精神障害を有する者）の人員及び割合 —

参照：令和4年版再犯防止推進白書：法務省ウェブサイト (<https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi4/r04/html/nt121000.html>)

特2-1-2 新受刑者（精神障害を有する者）の人員及び割合

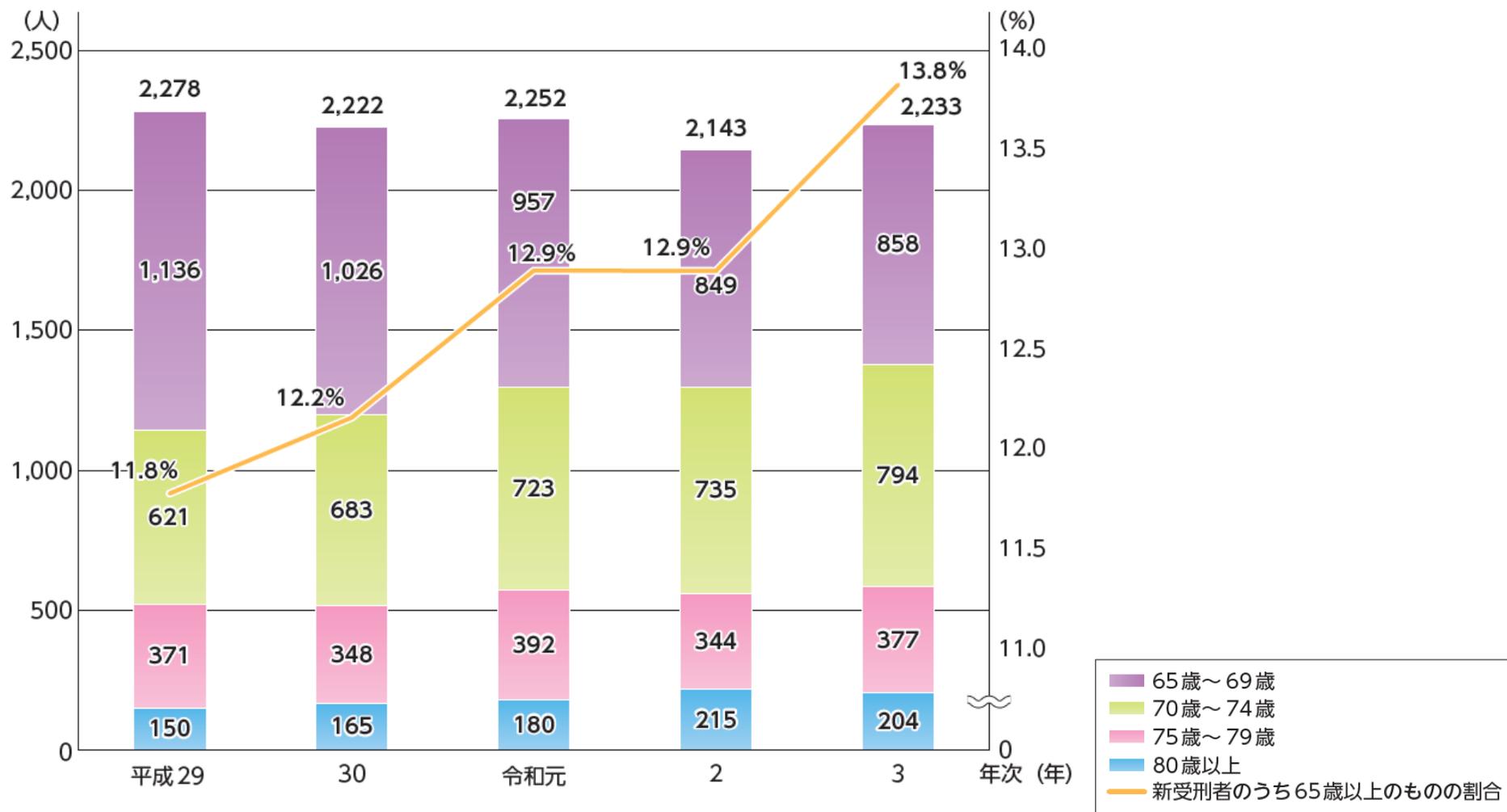


注 法務省・矯正統計年報による。

令和4年版再犯防止推進白書 — 新受刑者（65歳以上の者）の人員及び割合 —

参照：令和4年版再犯防止推進白書：法務省ウェブサイト (<https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi4/r04/html/nt121000.html>)

特2-1-1 新受刑者（65歳以上の者）の人員及び割合



注 法務省・矯正統計年報による。

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(平成29年～令和3年)

年次 (出所年)	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成29年	22,025	3,890 (17.7)
30	21,060	3,628 (17.2)
令和元年	19,993	3,380 (16.9)
2	18,931	3,266 (17.3)
3	17,809	2,844 (16.0)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
- 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
- 3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。
- 4 ()内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。

矯正施設退所者等の地域生活定着支援

地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）とは？

平成21年度より、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。



矯正施設を退所する帰る場所がない障害者や高齢の受刑者等が、退所後も生活に困らず、安心して生活できるように、矯正施設入所中から退所後まで一貫した福祉的な支援（コーディネート/フォローアップ）を行う。

地域生活定着支援センターの概要①

⇒ 矯正施設を退所する帰住先のない高齢又は障害を有する受刑者等へ福祉的支援を行います。

事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

実施主体

実施主体：都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）

事業内容

1. コーディネート業務

→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2. フォローアップ業務

→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

3. 被疑者等支援業務（令和3年度から開始）

→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4. 相談支援業務

→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

5. 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

→センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

地域生活定着支援センターの「現状・課題」 ①

— 専門的ニーズへの対応 —

「矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳（平成29年度・令和4年度）」

- 近年、地域生活定着支援センターが帰住調整等の支援を行い、受入れ先に帰住した者のうち精神障害を有する対象者が大幅に増加している。
- 今後は、地域生活定着支援センターが行う帰住調整等の支援において、福祉的な支援だけではなく、**保健・医療領域（保健所等）との連携がより重要**となる。



**保健・医療領域
との連携が重要**

精神障害の対象者が大幅に増加（重複障害含む）

245人 / (合計751人) (平成29年度) → **325人** / (合計751人) (令和4年度) **+80人**

【参考】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

令和4年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	20	30	33	6	7	4	0	222	322
65歳未満	23	114	186	4	22	71	2	7	429
合計	43	144	219	10	29	75	2	229	751

(精神障害) **325人**

(単位：人) ※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。

平成29年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	37	34	42	1	6	7	0	248	375
65歳未満	22	133	109	13	16	61	4	18	376
合計	59	167	151	14	22	68	4	266	751

(精神障害) **245人**

(単位：人) ※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。

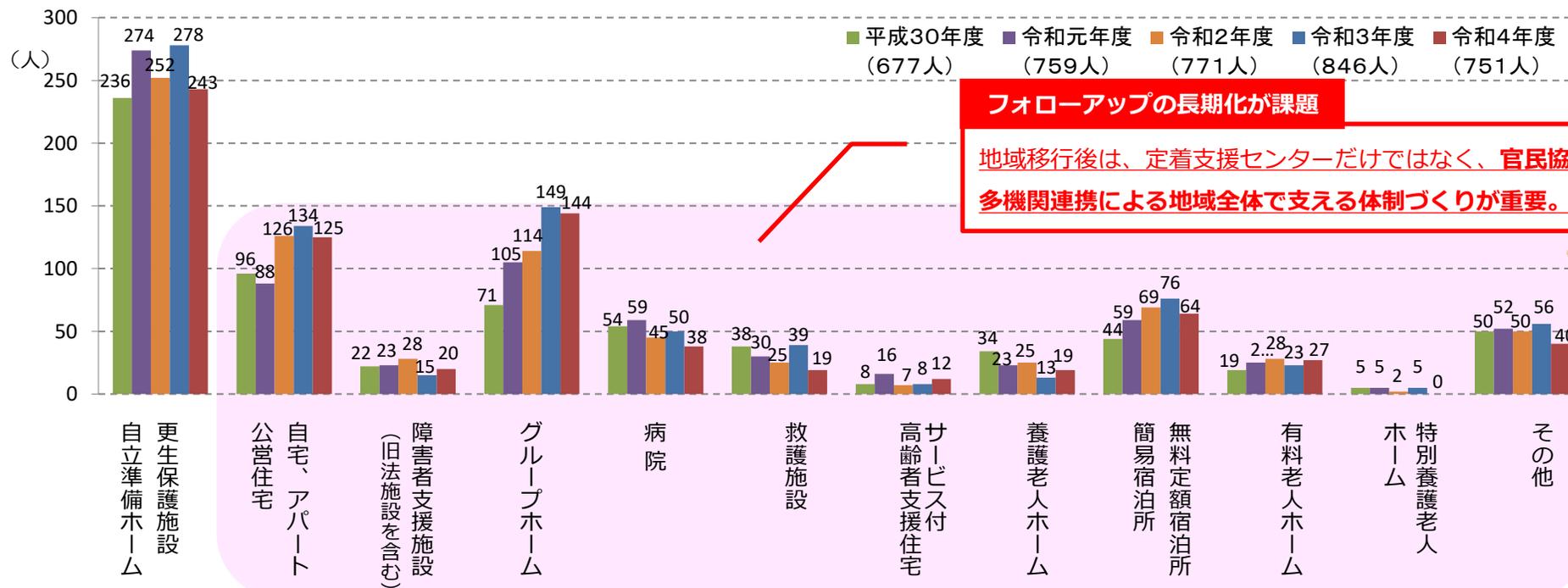
【参考1】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

(単位：人)

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	20(38)	30(29)	33(57)	6(4)	7(5)	4(8)	0(3)	222(242)	322(386)
65歳未満	23(21)	114(135)	186(211)	4(6)	22(11)	71(70)	2(3)	7(3)	429(460)
合計	43(59)	144(164)	219(268)	10(10)	29(16)	75(78)	2(6)	229(245)	751(846)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。 ※※括弧内は令和3年度の実績である。

【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳



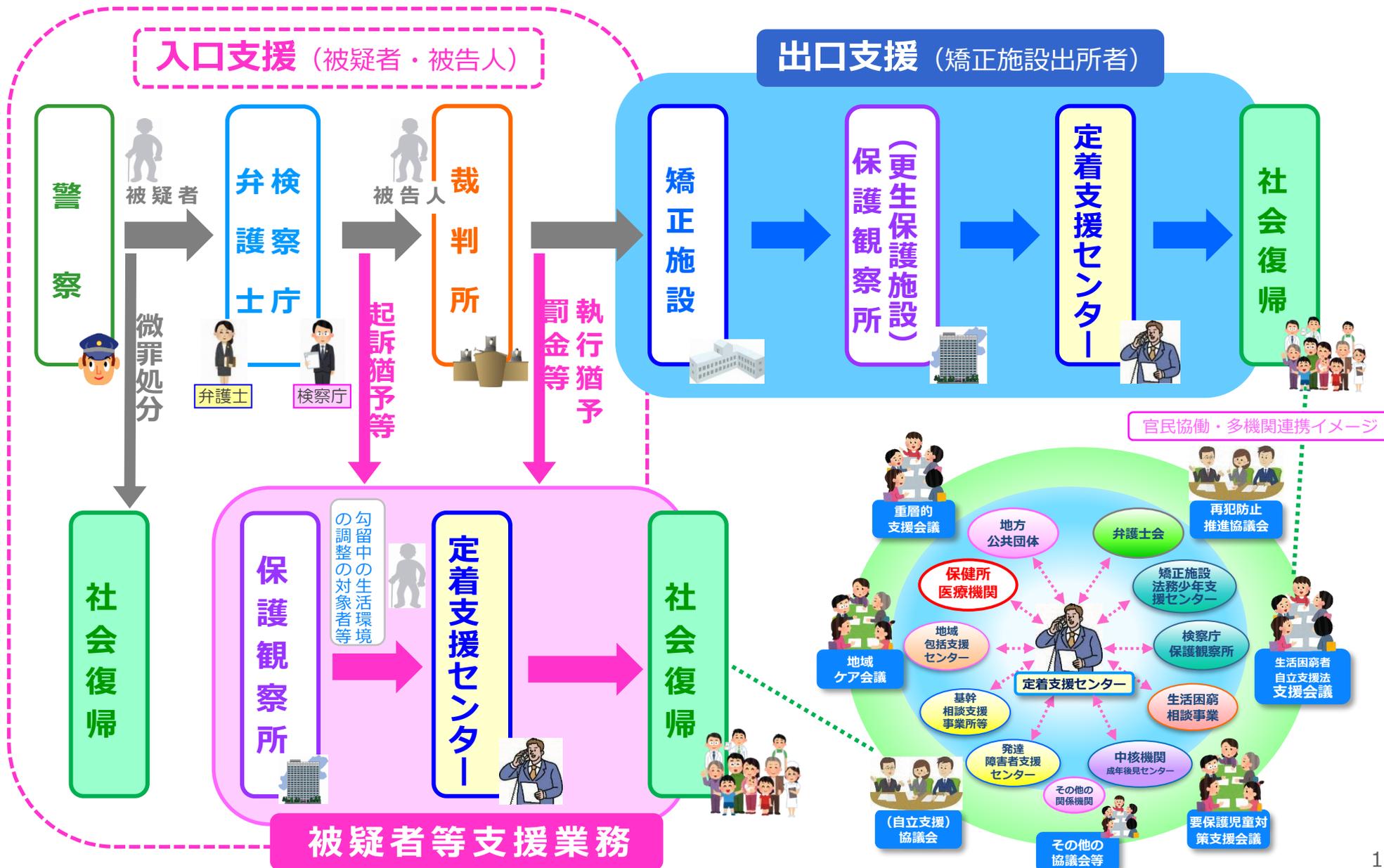
フォローアップの長期化が課題
 地域移行後は、定着支援センターだけではなく、官民協働・多機関連携による地域全体で支える体制づくりが重要。



※「救護施設」について、令和2年度以降は「生活保護施設」である。

地域生活定着支援センターの業務フロー –地域の総合力を生かした事業実施–

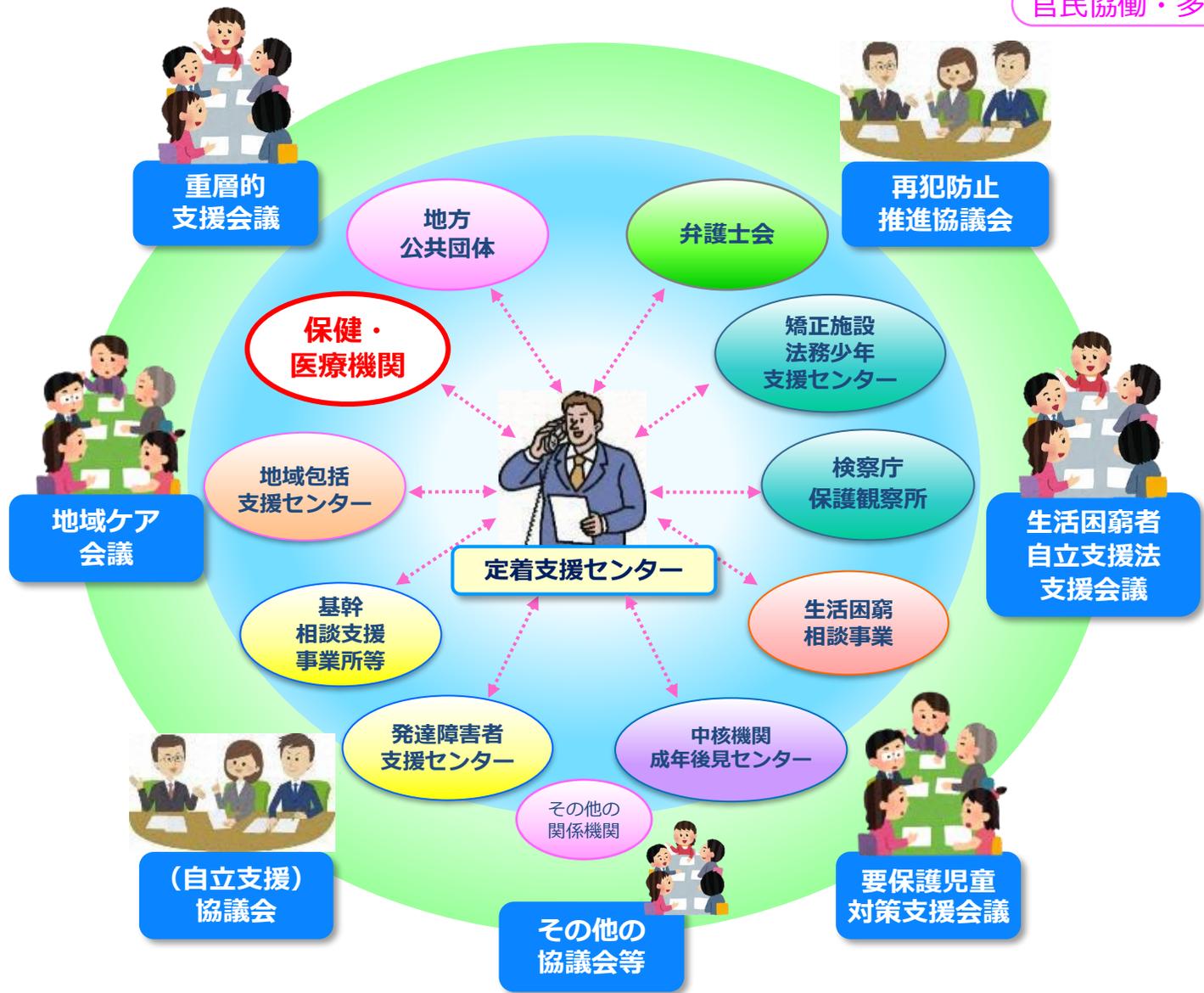
● 入口支援及び出口支援のいずれにおいても、保健・医療領域の機関も含めた**官民協働・多機関連携**による地域全体での支援体制が重要。



地域生活定着支援センターの業務フロー –地域の総合力を生かした事業実施–

● 入口支援及び出口支援のいずれにおいても、保健・医療領域の機関も含めた**官民協働**・**多機関連携**による地域全体での支援体制が重要。

官民協働・多機関連携イメージ



－令和6年度 社会福祉推進事業－ (矯正施設退所者等支援関係)

「健康課題をもつ犯罪をした者等に対する地域生活定着支援センターと保健分野の関係機関等との連携の在り方に関する調査研究事業」

番号	① 個別課題	② 課題の趣旨目的	③ 想定される事業内容
20	 <p>健康課題をもつ犯罪をした者等に対する地域生活定着支援センターと保健分野の関係機関等との連携の在り方に関する調査研究事業</p> 	<p>近年、地域生活定着支援センターが福祉的な支援を行い、受入れ先に帰住した者のうち精神障害等を有する対象者が大幅に増加しており、保健分野の関係者・機関との連携が喫緊の課題となっている。</p> <p>とりわけ、刑事施設に収容された受刑者の中には精神作用物質使用による精神障害や統合失調症等といった健康課題をもつ者も少なくなく、地域生活定着支援センターにおいても、保健センターや保健所、保健師等との連携が重要となるが、その具体的な連携状況等については実態が十分に把握できていない。</p> <p>そのため、地域生活定着支援センターと保健分野の関係機関等との連携状況に関する実態把握を行い、現状と課題を整理する。また、実際の取組事例を踏まえ効果的な連携手法等についての整理・分析を行い、新たな支援ニーズにも応える地域生活定着支援センターと保健分野の関係機関等との連携の在り方を示すことを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>(1) 保健分野の関係機関等との連携に関する実態把握 ア 地域生活定着支援センターにおける保健分野の関係機関等との連携に関して、保健センター、保健所、保健師等との連携状況や現状の課題等に係るアンケート調査等による実態調査を行う。 イ アの実態調査から実際の取組事例等を抽出した上で、センター、保健センター、保健所、保健師等へのヒアリング調査等を行う。</p> <p>(2) 保健分野の関係機関等との効果的な連携手法等に関する研究 上記(1)の調査結果等を踏まえ、保健分野の関係機関等との連携を図る上での留意点や課題、効果的な連携手法等について整理・分析を行い、支援マニュアル等として取りまとめる。</p> <p>(3) 普及啓発 上記(1)(2)によって収集した取組事例、保健分野の関係機関等との連携を図る上での留意点や課題、効果的な連携手法等についてを全国に普及するため、保健分野の関係機関等も含めた研修会の実施等を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 1の成果を具体的に報告書として取りまとめること。 なお、成果物については、地域生活定着支援センター等による支援現場でも活用できるような内容とすること。</p>

第2 1. (2) ①ウ

矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、特別調整の取組について (中略) 地域生活定着支援センター等の多機関連携はもとより、地方公共団体とも協働しつつ、一層着実な実施を図る。

また、(中略) 必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の連携の充実強化を図る。

第2 1. (2) ②ア

ア 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化



法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、地方公共団体との調整を強化するなどして、釈放後の円滑な福祉サービスの受給を促進する。

第2 1. (2) ③

被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施

法務省及び厚生労働省は、これら被疑者・被告人のうち、高齢又は障害により、自立した生活を営む上で、公共の福祉に関する機関その他の機関による福祉サービスを受けることが必要な者に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける取組について、本人の意思やニーズを踏まえつつ、地方公共団体とも協働し、着実な実施を図る。

第2 1. (2) ④ウ

地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関

厚生労働省は、地域生活定着支援センターについて、その実施主体である地方公共団体と協働し、活動基盤の充実を図るとともに、同センターの職員に対する必要な研修を実施する。

地方再犯防止推進計画等の策定状況（R5.10.1現在）

※法務省調べ（各都道府県、指定都市からの回答に基づく）

策定済み（条例の制定を含む）：**580** 団体 / 1,794 団体

・ **都道府県**：**47** 団体 / 47 団体 (R5.4.1時点：572団体)

※ 奈良県は、「奈良県更生支援の推進に関する条例」を制定

・ **指定都市**：**19** 団体 / 20 団体 ※ 以下太字

・ **その他の市町村（特別区を含む）**：**514** 団体 / 1,727 団体

※ 奈良県五條市は、条例を制定

※ 兵庫県明石市及び奈良県奈良市は条例を制定の上、計画を策定



甲信越・中部地方（107市町村）

新潟県：新潟市、長岡市、村上市、糸魚川市、南魚沼市、十日町市、燕市、上越市

魚沼市、胎内市、津南町

富山県：高岡市、砺波市、射水市、氷見市、滑川市、魚津市、南砺市、小矢部市、上市町
立山町、入善町、舟橋村

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市
加賀市、津幡町、宝達志水町、中能登町、能登町

福井県：福井市、大野市、鯖江市、小浜市、越前町、若狭町、美浜町、おおい町

山梨県：笛吹市、都留市、大月市、西桂町、小菅村、忍野村

長野県：長野市、松本市、岡谷市、須坂市、千曲市、駒ヶ根市、佐久市、諏訪市、飯綱町
南箕輪村

岐阜県：岐阜市、多治見市、美濃市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、瑞穂市、下呂市
海津市、本巣市、恵那市、山県市、中津川市、富加町、七宗町、白川町、笠松町
神戸町、輪之内町、安八町

静岡県：静岡市、浜松市、御殿場市、湖西市、伊豆の国市、松崎町、吉田町

愛知県：名古屋市長古屋市、豊橋市、みよし市、豊田市、知立市、岡崎市、大府市、一宮市
犬山市、岩倉市

三重県：津市、四日市市、伊勢市、名張市、志摩市、亀山市、松阪市、いなべ市、多気町

※離島を除く

中国・四国地方（124市町村）

鳥取県：鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、智頭町、湯梨浜町

島根県：松江市、大田市、安来市、浜田市、出雲市、益田市、美郷町、邑南町、津和野町

岡山県：岡山市、玉野市、総社市、倉敷市、備前市、久米南町、矢掛町、里庄町

広島県：広島市、三原市、尾道市、大竹市、廿日市市、呉市、竹原市、福山市、東広島市
江田島市、庄原市、熊野町、坂町、世羅町、府中町、安芸太田町、北広島町

山口県：山口市、下関市、宇部市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祿市
周南市、山陽小野田市、長門市、萩市、周防大島町、和木町、平生町、上関町
田布施町、阿武町

徳島県：徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、鳴門市、三好市、東みよし町

上板町、上勝町、石井町、北島町、神山町、那賀町、つるぎ町

香川県：高松市、丸亀市、善通寺市、観音寺市、三豊市、宇多津町、直島町、多度津町
三木町、土庄町

愛媛県：松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市
東温市、内子町、松野町、鬼北町、愛南町

高知県：高知市、室戸市、香南市、安芸市、南国市、宿毛市、土佐清水市、土佐市
須崎市、香美市、梶原町、安田町、大豊町、いの町、津野町、中土佐町、大月町
奈半利町、四万十町、黒潮町、越知町、東洋町、馬路村、日高村、芸西村
三原村、北川村

九州地方（77市町村）

福岡県：福岡市、北九州市、春日市、糸島市
田川市、久留米市、飯塚市、八女市
中間市、うきは市、柳川市、みやま市、宇美町
志免町、遠賀町、添田町、大木町、須恵町
東峰村

佐賀県：伊万里市、嬉野市、吉野ヶ里町、有田町
基山町

長崎県：長崎市、島原市、諫早市、対馬市、杵岐市
西海市、雲仙市、長与町、新上五島町

大分県：大分市、臼杵市、竹田市、豊後大野市
中津市、別府市、豊後高田市、由布市
国東市、玖珠町、日出町

熊本県：熊本市、益城町、西原村

宮崎県：えびの市、日南市、小林市、都城市、日向市
宮崎市、川南町、日之影町、五ヶ瀬町、高鍋町
都農町、新富町、高原町、高千穂町、椎葉村

鹿児島県：鹿児島市、奄美市、日置市、伊佐市

いちき串木野市、鹿屋市、東串良町、龍郷町

沖縄県：うるま市、沖縄市、糸満市、嘉手納町、北大東村
多良間村、北中城村

北海道・東北地方（69市町村）

北海道：小樽市、帯広市、北見市、苫小牧市、北広島市、登別市、土別市
名寄市、留萌市、函館市、北斗市、網走市、釧路市、浦幌町、本別町
妹背牛町、洞爺湖町、南富良野町、芽室町、豊頃町、当麻町、足寄町

青森県：八戸市、弘前市、おいらせ町、鶴田町、鱒ヶ沢町、板柳町、階上町
五戸町、風間浦村

岩手県：盛岡市、久慈市、北上市、花巻市、大船渡市、滝沢市、岩手町
洋野町、普代村、九戸村

宮城県：仙台市、名取市、多賀城市、大崎市、石巻市、栗原市、東松島市
角田市、亶理町

秋田県：秋田市、男鹿市、鹿角市、大仙市、にかほ市、由利本荘市、大館市
美郷町、小坂町、東成瀬村

山形県：山形市、酒田市

福島県：福島市、伊達市、二本松市、白河市、小野町、三春町、中島村

関東地方（94市町村）

茨城県：土浦市、結城市、常陸太田市、境町、東海村

栃木県：宇都宮市、栃木市、さくら市、鹿沼市、下野市、那須烏山市、野木町

群馬県：前橋市、館林市、富岡市、安中市、伊勢崎市、みどり市、桐生市
太田市、沼田市、明和町、邑楽町、吉岡町、甘楽町、みなかみ町
東吾妻町、下仁田町、大泉町、嬭恋村、南牧村

埼玉県：さいたま市、川越市、越谷市、朝霞市、志木市、白岡市、幸手市
吉川市、加須市、和光市、新座市、久喜市、蓮田市、三芳町、川島町
吉見町、ときがわ町、美里町、毛呂山町、嵐山町、皆野町

千葉県：千葉市、南房総市、東金市、大網白里市

東京都：千代田区、墨田区、荒川区、葛飾区、大田区、中野区、豊島区
足立区、江戸川区、八王子市、府中市、国分寺市、福生市
武蔵村山市、昭島市、町田市、日野市、多摩市、稲城市、立川市
調布市、瑞穂町、日の出町

神奈川県：横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、座間市
南足柄市、小田原市、逗子市、伊勢原市、開成町、湯河原町
愛川町、大磯町

近畿地方（62市町村）

滋賀県：大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市
甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、栗東市
竜王町、日野町、甲良町

京都府：京都市、宇治市、舞鶴市

大阪府：大阪市、堺市、豊中市、高槻市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市
河内長野市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市
藤井寺市、交野市、大阪狭山市、泉南市、東大阪市、吹田市
富田林市、岸和田市、箕面市、池田市、貝塚市、阪南市、守口市
忠岡町、河南町、千早赤阪村

兵庫県：神戸市、明石市(※)、加古川市、姫路市、三木市、芦屋市
尼崎市、高砂市、西宮市

奈良県：奈良市(※)、五條市(※)、桜井市、田原本町、吉野町

和歌山県：みなべ町

生きづらさを可視化し、誰一人取り残さない「地域共生社会」を実現する

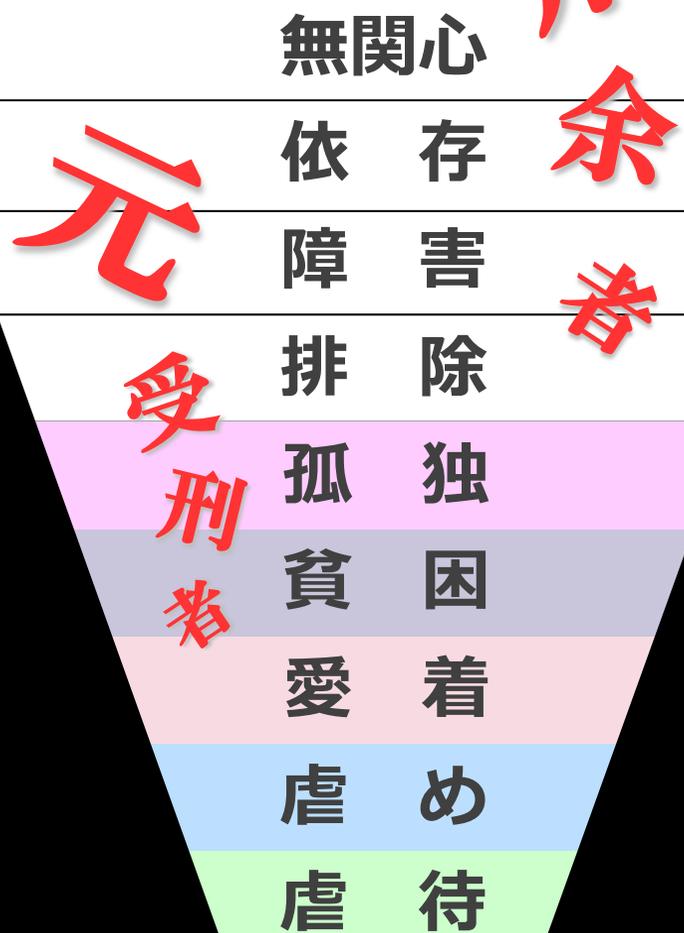
“出所者支援”という周回遅れのトップランナー

■ 社会の中にある

“見えない—想像の外側にある—生きづらさ”を
最も効率的に把握することが出来る。

刑

地域共生社会の実現に
向けたど真ん中のテーマ



－まとめとして－

1. 地域生活定着支援センターは、各都道府県に1箇所（北海道のみ2箇所）設置されています。
2. 地域生活定着支援センターでは、罪を犯した高齢又は障害を有する被疑者被告人、受刑者等への福祉的な支援（帰住先の調整等）を、保護観察所等と協働して行っています。
3. 近年、精神障害のある支援対象者（受刑者等）が増加しています。
今後は、地域生活定着支援センターが行う帰住調整等の支援において、福祉的な支援だけではなく、**保健・医療領域（保健所等）との連携支援がより重要**となります。
4. 地域生活定着支援センターの事業は、「**地域共生社会**」の実現を図り、ひいては、再犯防止にも資することを目的とした事業です。
保健・医療領域（保健所等）も含めた官民協働・多機関連携による地域全体での支援体制づくりに、ご理解とご協力をお願いいたします。



参考

- 地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）の詳細については、厚生労働省HPの下記URL（QRコード）よりご覧いただけます。
「**高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活定着支援（地域生活定着促進事業）**」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html

